

令和 8 年 2 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 8 年 2 月 2 7 日

長野県安曇野市農業委員会

令和8年2月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和8年2月27日
○会議の日時 令和8年2月27日 午後 1時30分
○招集の場所 安曇野市役所 3階 会議室306

○出席委員（24名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
5番	堀内伸一君	6番	高山万寿君
7番	加島美智代君	8番	藤岡喜美夫君
9番	齋藤岳雄君	10番	二木寿夫君
11番	平林明美君	12番	三枝守和君
13番	細萱美嗣君	14番	降旗治喜君
15番	中村正君	16番	小林正君
17番	一志寛君	18番	中野隆洋君
19番	平林平君	20番	丸山新悟君
21番	望月慎二君	22番	請地康仁君
23番	丸山隆也君	24番	佐原悦司君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局長		事務次長	
事務局員	飯田佳乃君		

午後 1時30分 開会

○事務局（北條敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の総会でございますが、現在の出席者は全員出席でございます。本会議は成立します。この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例等に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対しての質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、番号と名前を名乗ってから発言をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、16番、小林委員、17番、一志委員、2人をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議事は出席委員の過半数にて決し、可否同数の場合は会長がこれを決することといたします。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、三郷、堀金、明科地域2月25日、穂高地域は2月26日に地域委員会を開催し協議しています。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

5番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が182㎡です。受人の経営面積は1万348㎡、渡人の経営面積が1万4,899.39㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 19番、平林です。

申請番号5番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は申請地の形状が悪く狭小のため、耕作が非効率であることから申請地を譲渡したい。受人は渡人が申請地の形状が悪く狭小のため、耕作が非効率である話から、申請地を譲り受けすることとしたということです。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして6番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が249㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が5,588.41㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号6番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地を譲り受け、家庭菜園を拡張し管理したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして7番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が43㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が858㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 委員番号15番、中村です。

申請番号7番についてご説明いたします。

申請事由ですが、渡人は市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は購入する住宅の近くの申請地を譲り受け耕作したい。

以上です。審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして8番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計740㎡です。受人の経営面積は2,668㎡、渡人の経営面積が4,628㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号8番について説明いたします。

申請事由なんですけど、渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は住宅すぐ近くの申請地を譲り受け耕作し管理したいということです。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして9番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が183㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,239㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号9番について説明いたします。

申請事由なんですけれども、渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅に隣接する申請地を譲り受け、家庭菜園として管理をしたいということです。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして10番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が454㎡です。受人の経営面積は549㎡、渡人の経営面積が8,093㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

申請番号10番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は多忙で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は申請地

に隣接する場所に住宅を建設し、申請地を家庭菜園として管理したいということです。ご審議のほどお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

3番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計209㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号3番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、4番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が189㎡です。申請内容は住宅敷地（車庫・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号4番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして5番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が154㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号5番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判

明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議をよろしくお願いたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして6番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が157㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号6番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして7番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が42㎡です。申請内容は住宅敷地（通路）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断

したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号7番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。ご審議よろしくお願
いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして8番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が31㎡
です。申請内容は物置で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番、請地です。

申請番号8番について転用事由について説明させていただきます。

申請人は申請地に物置を設置して利用していたが、農地であることが判明したため、適法
にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。審議よろしくお願
いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長(佐原悦司君) それでは、次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

7番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計763㎡です。申請内容は宅地分譲(3区画)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番(丸山隆也君) 23番、丸山です。

申請番号7番について説明いたします。

転用事由ですけれども、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したいという内容でございます。審議よろしくをお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして8番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計991㎡です。申請内容は特定建築条件付土地(3区画)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号8番について転用事由を申し上げます。

受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売をしたい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして9番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は豊科地域の5筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計3,630㎡です。申請内容は店舗で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号9番について、転用事由を申し上げます。

受人は申請地の利便性がよく、集客が見込めるため取得し、店舗を建設したい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

1点、豊科地域委員会のほうで3,000㎡を超えるような開発でございますが、何かご意見出ませんでしたでしょうか。

○14番（降旗治喜君） 豊科地域長の降旗です。この場所は西側の住宅地、南の住宅地、東の住宅地に囲まれておりまして、第2種農地ということで、やむを得ないということで判断しました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。これ■■■■から■■■■へ行く道の南側のところですけども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして10番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が499㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 委員番号19番、平林です。

申請番号10番について説明いたします。

借人は現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。審議をよろしくをお願いします。ちょっと追加説明ですが、この航空写真の今回の申請地の下側というか、南側のこの残農地は受人が管理するということです。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ただいま説明のとおりでございました。地図でいうと、下側のところだよ。下のほうということで。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして11番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が21㎡です。申請内容は住宅用通路で、立地基準等許可要件に照らして特に問題がないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 委員番号15番、中村です。

申請番号11番の説明をいたします。

転用事由ですが、受人は住宅の建築をしたいが、接道の幅員が足りないため申請地を通路として造成したい。

以上です。審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

事務局、ちょっと説明をお願いします。住宅を建てるに当たって、道路幅が足りないということで、どのくらいあればいいという基準だと思います。

事務局どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 建築基準法上、住宅1件につき2メートルとなっております。

○議長（佐原悦司君） 2メートル以上ないと、家が建たらないということなもので、ここへ申請して2メートルの調整をとということでございます。よろしいですかね。

何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご意見、ご質問等ございますか、なければ採決に入ります。

それでは、本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

申請どおり許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして12番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が742㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題がないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号12番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在実家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして13番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が882㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号13番について説明いたします。

転用事由は、受人は来客及び従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして14番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が455㎡です。申請内容は共同住宅(駐車場)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番(丸山新悟君) 委員番号20番、丸山です。

申請番号14番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は共同住宅の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として造成したいというものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして15番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が314㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番(中島博幸君) 委員番号2番、中島です。

申請番号15番について説明します。

転用事由ですが、受人は現在実家敷地の一部にある住宅に居住しているが、手狭になった

ため、申請地に住宅を建築したいということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして16番案件につきまして、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が900㎡です。申請内容は資材置場（一時転用許可日から令和10年3月10日まで）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願ひいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

申請番号16番について説明いたします。

転用事由は、借人は配水池場内整備工事に伴う資材置場として使用したいとのことです。

審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひ申し上げます。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして17番案件につきまして、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願ひします。

申請地は堀金地域の4筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計8,297㎡です。申請内容は砂利採取（一時転用許可日から1年間）で、立地基準等許可要件に照らして特に問

題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 委員番号9番、齋藤です。

申請番号17番について説明いたします。

転用事由は、借人は河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため申請地を借り受け、砂利採取を行いたいとのことです。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。8,000㎡超えてございますが、堀金地域委員会で何かご意見出ませんでしたでしょうか。

はい、どうぞ。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

堀金地域委員長から説明いたします。8,000㎡と大きいんですけども、周りが結構田んぼに囲まれているということもあって、採取が始まると多分田植えまた稲刈りもかかるということなんで、そこら辺の周りとの地権者とうまく調整し合って行うということを話合いの中では決まりました。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。皆さんのほうで、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして18番案件につきまして、事務局で説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が159.83㎡です。申請内容は工事用道路（一時転用許可日から令和8年7月31日まで）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 申請番号18番について説明をいたします。

転用事由ですが、借人は住宅建設を行うため、申請地を工事用道路として一時的に使用したいというものであります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請番号2番です。申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積は17㎡です。現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。

13ページ、14ページをお願いします。

続いて申請番号3番です。申請地は明科地域の14筆で、登記地目は畑、面積は計8,540㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の45ページでご確認ください。

15ページ、16ページをお願いします。

続いて申請番号4番です。申請地は明科地域の14筆で、登記地目は畑、面積は計5,399㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の46ページでご確認ください。

なお、穂高・明科地域委員会のそれぞれで非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、穂高地域委員会・明科地域委員会、補足説明ございますで

しょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 皆さんのほうでご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地と決定をすることに賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により原案どおりと決定させていただきます。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画審議(所有権移転)

○議長(佐原悦司君) それでは、次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画審議所有権移転を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 17ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号6番です。対象農地は豊科地域で、登記地目は田、面積は2,306㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年4月30日、公社売渡しの移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号7番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は894㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年4月30日、公社売渡しの移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

続いて、申請番号8番です。対象農地は堀金地域の3筆で、登記地目は田、面積は計1万1,671㎡です。公社買入れの移転時期は令和8年4月30日、公社売渡しの移転時期は令和8年7月15日、利用目的は水稻です。

位置等につきましては、別冊資料の47ページから49ページでご確認ください。

以上、3件ですが審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なお、担当地区委員会のほうから、何かご意見、補足説明等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 特にご意見なければ、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)

○議長(佐原悦司君) 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、委員番号8番、藤岡委員、委員番号9番、齋藤委員、委員番号14番、降旗委員、委員番号23番、請地委員につきましては参考人として出席していただきますが決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 18ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式(地域計画区域内)の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計338件、48万1,748㎡、期間は5年8か月、10年8か月及び15年8か月です。設定筆数は総計338筆、田が282筆、畑が56筆です。耕作者は70人、所有者は136人となっております。

19ページから29ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。自分の担当地区はしっかり確認するようにお願いいたします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) なければ、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり異議なしということで、回答に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議 一括方式(地域計画区域内)に異議なしとの意見を提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）を上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 30ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利移転について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

設定件数は総計21件、1万7,732㎡、期間は1年8か月、2年8か月及び16年8か月です。設定筆数は総計21筆、田が4筆、畑が17筆です。借受人は2人となっております。

31ページ、32ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等お伺いいたします。明科地域で、これは新しい会社ですか、どのような会社ですか。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。

ワイナリーをやっている会社が、今度耕作のほうもしたいということで、やるようになりましたのでよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） もう■■■さんはやらないということですか。

○22番（請地康仁君） いや、一部やります。

○議長（佐原悦司君） 一部やるってこと。

○22番（請地康仁君） ちょっと、いろいろな事情で。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ワインを作った会社は今度自分たちで耕作やるということでもいいですか。

○22番（請地康仁君） そうです。一連のものをやるということです。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり異議なしの旨、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議（権利移転）につきまして、異議なしとの意見を提出させていただきます。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしますが、全体を通しまし

て何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

午後 2時49分 閉会